

「地方創生2.0」に関して

問 国の地方創生2.0をどのように捉え、未来共創計画との整合性をどのように図りながら、市政運営を行っていくのか聞く。

答 国の地方創生2.0の基本的な考え方には、若者・女性にも選ばれる地方をつくること、地方への移住や関係人口の増加、デジタル技術の活用、産官学芸の連携などの視点が盛り込まれている。本市の未来共創計画においても、5つの基本方針を横断する視点として、本市の強みである文化の活用はもとより、若い世代や民間事業者、移住者など多様な主体との連携、あらゆる分野におけるデジタル化の推進を掲げており、国の地方創生2.0とも整合性のある計画であり、引き続き、計画の着実な推進に取り組む。(市長)

「金沢こどもまんなか未来プラン」に関して

問 金沢こどもまんなか未来プランの理念と方向性について聞く。

答 晩婚化・未婚化の進行により、2030年代には若者人口が急減し、少子化に歯止めが利かない状況が予想されており、今後5年間にその対策を強化しなければならぬと考え、金沢こどもまんなか未来プランの基本方針の1番に、結婚や子どもを持つことの希望を叶えられるまちの実現を掲げた。新年度予算には、大規模な婚活イベントの開催のほか、他の自治体において、少子化に効果があったとされる3歳未満時の第2子保育料無償化や、結婚や出産への経済的不安を解消するための奨学金の返済支援などの具体的施策を盛り込んだところである。(市長)



黒田鞆神社秋祭り

昨年末に最高裁判所が公表したデータでは、1年半で約1,400件と、当初の想定をはるかに超える申立てが行われており、所有者不明土地による地域環境の悪化を防ぐため、不明者共有の持分相当の金額を裁判所に供託することで、不動産の所有権を移転することも可能となっています。ただ、自治体レベルでの十分なリソースやノウハウの欠如との深刻な問題も存在していると言われており、既に発生してしまっている問題と課題に行政がどのように対処していくかが今後の焦点となっています。そのため、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする12本の法律が改正されていることから、所有者不明の土地・建物の特定・解消への業務の改善につなげなければなりません。一方、国土交通省は初めて空き地利用指針を策定し、空き地の適切な管理を求める是正勧告や行政による代執行ができるようにする条例を設けた自治体もあるとして、具体的な対策を提示しています。そこで、本市における所有者不明土地・建物の実態把握、所有者不明土地・建物管理制度の利用状況及びそれらの対策を進める庁内整備体制並びに所有者不明土地対策計画の作成、対策協議会の設置、特定非営利活動法人等の所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定、加えて、空き地利用の指針に基づく具体的な取組と条例制定について、併せてお尋ねし、私の質問を終わります。

玉野 道 (「道」と書いて「まこと」と読みます。)

昭和24年6月金沢市玉鉦町に生まれる。米丸小学校、泉中学校、金沢市立工業高校機械科を卒業。北國新聞社制作局印刷部勤務を経て、現職。平成3年4月金沢市議会初当選以降、現在9期目。家族は妻・長女・次女・長男の5人。自宅：〒921-8002 金沢市玉鉦3丁目123 / 事務所：〒921-8006 金沢市進和町19番地2 TEL 076-291-1245 / FAX 076-292-4133 / MAIL tama@nsknet.or.jp



ホームページ



Facebook

「高齢者施策」に関して

問 地域包括ケアシステムの現状と課題への対応、在宅医療・介護の切れ目のない支援体制の構築について聞く。

答 本市では、今後の高齢者人口の変化と地域コミュニティとの整合性に配慮して、今年度、日常生活圏域の区割りの見直しを行い、19圏域から20圏域に再編し、地域包括支援センターを増設した。また、在宅医療・介護連携支援センターが、相談対応や研修会などを通じて、医療と介護のさらなる連携を進めている。今後も、取組の充実を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための支援体制を構築していく。(市長)



用水と風鈴のハーモニー

「木の文化都市・金沢」と「都市生態系再生モデル都市」に関して

問 新金沢診断と新たな価値形成への取組、都市生態系再生モデル都市としての価値形成、木の文化都市の取組、国際シンポジウムの開催について、所見を聞く。

答 木の文化都市の取組は、保全と開発の調和を規範とするまちづくりの一環であり、木を新たに価値づけし、歴史・自然・文化と調和した木の文化都市の実現を目指している。都市生態系再生モデル都市認定は、本市のまちづくり文化が評価されたものであり、5月22日のシンポジウムでは、庭園や用水が持つ多面的機能や、生態系回復に向けた取組の紹介等を通じ、文化を生かした本市のまちづくりを広く発信したい。(市長)



2025年7月11日「日刊 建設工業新聞」

令和5年住宅・土地統計調査

【空き家数の推移】

「住宅・土地統計調査(H5-R5)」より ※実質的空き家率=その他の住宅(実質的空き家)/住宅数



【住宅数及び世帯数の推移】



令和7年6月議会質問 空家対策特別措置法、マンション管理適正化法、所有者不明土地・建物管理制度について

質問の2点目は、空家対策特別措置法、マンション管理適正化法、所有者不明土地・建物管理制度に関してです。

空家対策特別措置法は、行政の空き家に対する具体的な対応を定めた法律ですが、所有者の経済的負担や所有者の特定の問題、行政の執行体制の課題などが指摘されています。2023年の改正空家対策特別措置法では、空き家の活用促進と管理確保を目的として、特定空家の認定に加え、管理不全空家の定義を新設、指導・勧告の対象としたほか、固定資産税の優遇措置の解除、行政への報告徴収権付与、特定空家における代執行の円滑化に加え、空家等活用促進区域制度の創設、空家等管理活用支援法人の登録など、空き家の流通や適切な管理も含め、総合的な対策を推進する内容となっています。使用目的のない管理上問題がある空き家は、治安や防災面、景観の阻害など、多岐にわたる問題を生じさせ、地域社会に深刻な影響を及ぼしていることから、土地や建物の利用の円滑化を目指し、民法による財産管理制度、共有制度、相隣関係規定の見直しや不動産登記法の相続登記の義務化など、法整備も総合的に行われ、対応の強化が図られています。本市の令和5年住宅・土地統計調査における空き家率は、平成30年比で0.6ポイント増加、14.8%となっていますが、独り暮らしの高齢者が亡くなった後も、経済的理由や税法上の理由から、住宅がそのまま放置されるケースが多く、統計調査上、その他住宅として言われる、市場に流通しない実質的な空き家の増加は今後ますます危惧される状況となっています。そこで、特定空家等については、空家対策特別措置法に基づく指導・勧告・命令に踏み込む自治体も増え、各自治体の運用姿勢が問われ始めていますが、特定空家等の指導に向けた取組状況並びに空家対策特別措置法の改正により加わった、空家等活用促進区域制度や空家等管理活用支援法人の指定についてお尋ねいたします。

これからの空き家対策を進める上で、まず実態把握が重要であることから、国は2023年の改正特別措置法の施行に合わせ、電気・水道・ガス等のインフラ事業者の情報提供依頼が可能であることを明確にしております。税の納付データや複数のデジタルのビッグデータを組み合わせることで、空き家の実態を把握することが可能と考えます。そこで、インフラ事業者や税所管部局等の関連セクションとの連携による実態把握の状況と今後のビッグデータの活用についてお尋ねいたします。空き家の活用や処分が進まない背景には、相続による所有権の分散に加え、住宅を対象とした固定資産税の特例措置や再建築に際しての法規制等、複雑な要因があると考えられますが、その状況に応じて消防法、道路法、災害救助法、廃棄物処理法などの法律を駆使して対応するケースも出てきており、行政の横断的な取組姿勢が重要になっていきます。



1 市立病院再整備基本計画に関して

- ・病院経営強化プランにおける経営指標の現況と収支目標の分析、目標達成の進捗状況、2024年の診療報酬改定の影響、病院経営加算への対応について
- ・2025年度の経営見込み、医療DX推進等の財源確保、職員の処遇改善の現況、新たな支援制度並びに緊急支援事業等の活用について
- ・医療環境の変化にも対応できる福祉・医療・介護の提供体制の整備等、高齢社会の進展に合わせた医療体制への課題と問題点、その対応について
- ・歯科口腔外科新設の意義と役割並びに病診連携、医科歯科連携と歯科訪問診療の体制整備構築及び現病院での設置の前倒しについて
- ・再整備基本計画における企業債、一般会計負担、病院事業会計資金等の財源確保、今日的な病院建設問題への認識と対応、事業費・財源確保・返済計画・収支計画・スケジュールの見直し等の必要性や経営計画の影響について

2 「空家対策特別措置法」、「マンション管理適正化法」、「所有者不明土地・建物管理制度」に関して

- ・「特定空家等」及び「管理不全空家等」の指導に向けた取組状況、「空家等活用促進区域」の設定、「空家等管理活用支援法人」の指定について
- ・インフラ事業者や税所管部局等の関連セクションとの連携による実態把握の状況と今後のビッグデータの活用について
- ・関連する法律を有効活用し、多岐にわたる空き家問題を解決する行政内部の連携・整備体制について
- ・空き家対策として、税の観点からの新たな税制の導入・運用、それらを実施するための条例制定について
- ・都心軸にある約100棟の建築物の調査結果を踏まえた建築物更新の課題、今後の取組、都心軸外の地域における老朽化建築物対策について
- ・「マンション管理適正化推進計画」の周知と管理計画の認定状況について
- ・所有者不明土地・建物の実態把握と所有者不明土地・建物管理制度の利用状況及びそれらの対策を進める庁内整備並びに所有者不明土地対策計画の作成、対策協議会の設置、特定非営利活動法人等の所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定、加えて空き地利用の指針に基づく具体的取組と条例制定について



交通安全啓発活動

金沢市消防団ポンプ車操法大会

石川総ぼんちャレンジカップ

米丸校下ソフトバレーボール大会

百万石まつり 米丸少連こども提灯行列

米丸小学校運動会

米丸校下社会福祉協議会総会

茅の輪

新神田小運動会前恒例、グラウンド除草活動

百万石まつり奉賛親善少年相撲金沢大会

黒田鞆神社秋祭り

和傘・水引華やかに載れて～副題enn円縁

第109回高校相撲金沢大会

第62回石川県戦没者追悼平和祈願祭

金沢アカベラ・タウン2025

新神田校下納涼盆おどり大会

米丸校下納涼盆踊り大会

泉虫送り太鼓

玉銚五丁目町会夏祭り

サマーフェスタ in 中村

尾張町あんやど祭り

玉銚三丁目町会夏まつり

玉銚三丁目町会夏祭り

金沢むさし盆踊り

玉銚三丁目町会夏まつり

ながまち令和盆踊り

まぎらなまつり

第15回全日本大学選抜相撲金沢大会

そこで関連する法律を有効に活用し、多岐にわたる空き家問題を解決する行政内部の連携、整備体制についてお尋ねいたします。

市民からの空き家に対する行政の具体的な対応を強く求める声が高まっています。空き家は増える一方で人口は増えないといった悪循環を打開するため、京都市では、空き家や別荘などの居住者のいない住宅が住宅供給を妨げるとともに、防災・防犯などの多くの課題を生じさせ、地域コミュニティの活性化を低下させるとして、令和11年度を目途に、全国で初めてとなる非居住住宅利活用促進税の課税を目指しています。

また、鳴門市では、空き家除去後も住宅用地特例と同水準となるよう、固定資産税の10年間の減免措置などを取っており、行政の空き家対策次第で空き家が減少するとまで言われています。そこで、本市における空き家対策として、税の観点からの新たな税制の導入、運用、それらを実施するための条例制定についてお尋ねいたします。

マンション管理適正化法が改正され、マンション管理の適正化を推進するための方針が決定

新年度予算で、都心軸建築物更新検討費が計上され、金沢駅から片町に至る都心軸エリアについて、都市再生緊急整備地域の指定に向け、日銀金沢支店跡地や金沢駅前の金沢都ホテル跡地、金沢スカイビル建て替えなど大型プロジェクトが動き出しています。都市再生緊急整備地域の指定により、認定事業者は法人税などの優遇措置を受けられることから、民間による開発、建て替えの機運を促し、震度5強程度までしか耐えられない旧耐震基準により建設されたビルや商業施設の建て替えを推進することが大地震による倒壊リスクの回避など、都市防災の観点からも急務となっています。

築年数が40年を超えると設備や配管に問題が生じるため、ビルやマンションの老朽化対策として、リノベーションや建て替えが検討されますが、多額の費用や権利者の合意形成、権利形態等の法的問題や、銀行からの融資も難しいなどの課題も多く、簡単には建て替えられないケースが多いと言われています中、石川県は地震被害想定を27年ぶりに見直し、本市直下を走る森本・富樫断層で地震が発生した場合の新たな被害予測を公表、それを受け、市長は、被害を軽減する対策を含めて、地域防災計画の見直しについて言及されておられます。

そこで、既に本市では、都心軸沿線にある約100棟の建築物を対象に更新が進まない状況を調査していますが、今後の災害防止、土地の合理的利用、環境改善といった観点から、その調査結果を踏まえた建築物更新の課題と今後の取組についてお尋ねするとともに、都心軸以外の地域における老朽化建築物の対策についてお尋ねいたします。

一方、全国的にマンションの老朽化と住民の高齢化との2つの老いと、マンションの空き住戸増加問題も深刻化し始めており、築40年以上の高経年マンションの老朽化や管理組合の担い手不足が今後急増するとして、老朽化を抑制し、周辺の被害を防止するための維持・管理の適正化や維持・修繕等が困難な老朽マンションの再生に向けた取組の強化が喫緊の課題となっています。2021年には、地方公共団体における計画の策定、指導・助言等の制度を創設したマンション管理適正化法が改正され、マンション管理の適正化を推進するための方針が決定され、さらに、本年3月にはマンション管理と再生の円滑化を図るため、関連法を一度に改正する法律案が可決され、来年4月から施行となります。そこで、本市でも令和6年にマンション管理適正化計画を策定していますが、その周知と管理計画の認定状況並びに老朽化対策としての適正化に向けた取組についてお尋ねいたします。

今後、高齢化の進展による死亡者数の増加等に伴って、相続による所有権の移動が大量に発生すると予測されることから、それらの発生予防と利用円滑化の両面から対策に取り組むため、民法の改正において、個々の土地・建物の管理に特化した所有者不明土地・建物管理制度が創設され、相続登記の申請を令和6年4月から、住宅等の変更登記の申請を令和8年から義務化とし、相続人申告登記、所有不動産記録証明制度、相続土地国庫帰属制度も新たに創設されています。明治時代の登記のまま相続がされず、相続人が多数となり、相続人の所在不明や登記名義人が解散した法人等の事案など、所有者不明土地・建物の検索には多大な時間と費用を要すると言われています。所有者不明土地・建物管理制度では、所有者が不明、所在が分からない不動産について、必要性があると地方裁判所が認めた場合、弁護士や司法書士らを管理人として管理を命ずるもので、地方裁判所の許可を得れば売却も可能で、まちづくりのための事業用地の確保や、地域の安心・安全のまちづくりが推進されることが期待されています。

市立病院再整備基本計画に関して

問 歯科口腔外科新設の意義と役割及び病診連携、医科歯科連携と歯科訪問診療の体制整備構築並びに現病院での設置の前倒しについて聞く。

答 本市の南部・南部近郊地区の口腔に関する二次救急医療機関としての役割を担うとともに、若手歯科医師や口腔外科医の育成機関としての役割も果たしていきたい。また、病診連携・医科歯科連携の体制強化による患者中心の包括的な歯科医療が提供できると考えている。現病院においても、栄養サポートチームへの参加や患者に対する口腔ケアの助言などについて、金沢大学の口腔外科医の協力を得て、患者の早期回復につなげていきたい。(病院事業管理者)

「空家対策特別措置法」に関して

問 法改正により加わった「空家等活用促進区域制度」や「空家等管理活用支援法人」の指定について聞く。

答 管理が不十分な空き家等のうち、長期にわたり改善されないものについては、特定空き家専門部会において協議し、「特定空家等」の認定を判断し、所有者等への指導や勧告等の措置を講じる体制を整えている。また、「空家等管理活用支援法人」については、空き家等の活用を拡大するため、民間法人が直接、所有者からの相談に応じ、活用策を提案するもので、現在、希望する法人を募集しており、審査の上、7月中旬に指定し、8月から業務を開始する予定である。(都市整備局長)

- 【質問事項】(一括質問方式)
- 1 市立病院再整備基本計画に関して
 - 2 「空家対策特別措置法」、「マンション管理適正化法」、「所有者不明土地・建物管理制度」に関して